令和５年４月１４日
四国電力株式会社

伊方発電所１号機　第５回定期事業者検査の実施について

伊方発電所１号機（廃止措置作業中）は、第５回定期事業者検査（廃止措置段階）を以下のとおり実施します。

定期事業者検査は、廃止措置期間中に性能を維持すべき発電用原子炉施設（性能維持施設）について、機能・性能の確認を行うものです。

１．スケジュール

定期事業者検査開始日　：令和５年　４月２０日
定期事業者検査終了日　：令和５年　７月２０日（予定）

２．定期事業者検査を実施する主な設備

（１）発電用原子炉施設の一般構造
（原子炉補助建家）
（２）原子炉本体
（原子炉容器周囲のコンクリート壁等）
（３）核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
（使用済燃料ピットクレーン、使用済燃料ピット等）
（４）放射性廃棄物の廃棄施設
（補助建家排気筒等）
（５）放射線管理施設
（補助建家排気筒ガスモニタ等）
（６）原子炉格納施設
（原子炉格納容器等）
（７）その他主要施設
（補助建家給気ファン、消火栓等）

以　上